

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター医療・福祉機器（用具）等
試作助成金交付要領

（総則）

第1条 公益財団法人岐阜県産業経済振興センター（以下「センター」という。）は、新型コロナウイルス感染症と共生する「新たな日常」の実践を契機として、県内中小企業が、医療・福祉機関（従事者）等からのニーズに基づいて行う、医療・福祉機器（用具）等試作に取り組む経費の一部を予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関しては、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター助成金等交付規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（助成対象者）

第2条 助成対象者は、県内に本社又は事業所を有し以下の各号のいずれかを満たす企業等であって、医療・福祉現場の課題解決（感染予防等含む）を実現するための、機器・器具・用具等の改良・改善や製品開発に積極的に取り組む中小企業等とする。

(1) 県内に本社又は事業所を有する中小企業（中小企業基本法（平成28年法律第58号）

第2条第1項各号に該当する会社及び個人事業主）

(2) その他、センター理事長（以下「理事長」という。）が適当と認める者

2 岐阜県が定める「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」第3条に規定する暴排措置の対象となる個人又は法人等は、助成対象者から除外する。

（助成対象事業）

第3条 助成対象事業は、医療・福祉機関（従事者）等からのニーズに対応し、医療・福祉現場の課題解決（感染予防等含む）を実現するための、機器・器具・用具等の改良・改善や製品開発に係る試作品の作製で、以下の要件を満たすものとする。

(1) ニーズ元の医療・福祉現場等と試作に関する打合せを実施している又は実施する予定があること。

(2) ニーズ元の医療・福祉現場（従事者）等において評価を行うこと。

2 その他、理事長が特に認めたものも、助成対象事業とする。

（助成金の額）

第4条 助成金は、別表第1に掲げる経費（以下「助成対象経費」という。）について交付するものとする。

2 助成率は、前項に規定する助成対象経費の4分の3以内とし、助成金の額は1件あたり200万円を限度とする。

3 県及びセンターの他の助成金との併用はできない。

（交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする県内中小企業等は、交付申請書（別記第1号様式）に必要な事項を記入のうえ、別に定める期日までに理事長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出期限は、理事長が別に定める。

（助成対象期間）

第6条 助成金対象経費の算出期間は、令和2年4月1日から助成事業の完了（助成事業の廃止又は中止の承認を受けた場合を含む。）の日又は令和3年2月26日のいずれか早い日までとする。

（助成金の交付決定）

第7条 理事長は、前条の規定により助成金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金交付の決定又は不採択の決定を行う。

2 助成金交付の決定者には交付決定通知書（別記第2号様式）を送付し、不採択者にはその旨の通知書を送付する。

（助成金等の交付の条件）

第8条 理事長は、前条の交付決定に際して、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 助成事業の内容又は助成事業に要する経費の配分を変更する場合は、あらかじめ変更承認申請書（別記第3号様式）を提出し、理事長の承認を受けること。ただし、次に掲げる事項に係る変更については、この限りでない。

各助成対象経費の20%以内の配分の変更

(2) 助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、助成事業中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）を提出し、理事長の承認を受けること。

（申請の取り下げ）

第9条 本助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、当該通知に係る助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から10日以内に、申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

（遂行状況報告）

第10条 助成事業者は、理事長から求めのあったときは、その指定する期日までに遂行状況報告書を提出しなければならない。

（助成事業の遂行等の命令）

第11条 理事長は、助成事業者が提出する報告等により、その者の助成事業が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これに従って当該助成事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 理事長は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、第15条の規定により当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（実績報告）

第12条 第7条第2項の規定による助成事業者は、助成事業完了（助成事業の廃止又は中止の承認を受けた場合を含む）後、速やかに実績報告書（別記第5号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出期限は、助成事業完了（助成事業の廃止又は中止の承認を受けた場合を含む）後15日以内又は3月12日までのいずれか早い日とする。

（助成金の額の確定等）

第13条 理事長は、前条の助成事業の完了又は廃止若しくは中止に係る助成事業の報告を受けた場合においては、実績報告書及び関係書類の審査並びに必要な応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書（別記第6号様式）により助成事業者に通知するものとする。

（支払方法）

第14条 助成金は、前条の規定により助成金の額を確定した後に支払うものとする。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払いを受けようとするときは、前条の助成金額の確定通知の日から7日以内に助成金交付請求書（別記第7号様式）を理事長に提出しなければならない。

（交付決定の取り消し）

第15条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、助成金の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(1) 法令、本要領の規定に違反した場合

(2) 助成金を助成事業以外の用途に使用した場合

(3) 助成事業に関して不正、怠慢その他不適格な行為をした場合

(4) 助成金の交付決定後生じた変更により助成事業を遂行することができない場合

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第 16 条 助成事業者は、助成事業に係る経理について、収支を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、助成事業が完了した年度の翌年度以後 5 年間保存しなければならない。

(助成金の返還)

第 17 条 理事長は、第 15 条の規定による助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(検査等)

第 18 条 理事長は助成事業者に対し助成事業に関して必要な指示をし、報告を求め又は当該事務担当職員に事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(暴力団の排除)

第 19 条 第 5 条の規定による申請があった場合において、当該申請者が岐阜県の定める「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」第 3 条各号に該当するときは、理事長はその者に対して本助成金を交付しないものとする。

2 理事長が第 7 条の規定による交付決定をした後において、助成事業者が岐阜県の定める「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」第 3 条各号に該当することが明らかになったときは、第 2 条の規定により助成金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に助成金が交付されているときは、第 17 条の規定により助成金の返還を命ずるものとする。

(成果等の公表)

第 20 条 理事長は、助成事業の内容について、助成事業者名、助成金の額、事業成果等をセンターのホームページ等で公表できるものとする。

(助成事業の表示)

第 21 条 助成事業者は、助成対象事業についてセンターから助成金を受けて実施する旨を別記第 8 号様式にて表示するものとする。

(試作品の管理)

第 22 条 助成事業者は、助成事業により作製した試作品について、助成事業完了後も善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従った効率的運用を図らなければならない。

(雑則)

第 23 条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 2 年 8 月 25 日から施行し、令和 2 年度分のセンターの予算に係る助成金から適用する。

別表第1

助成事業	助成対象経費		助成金の額
	項目	内 訳	
医療・福祉機関（従事者）からのニーズに基づいて、医療・福祉機器（用具）等の試作を行う事業	原材料・消耗品費	試作に要する原材料、副資材、消耗品等の購入等	助成対象経費の3 / 4 以内 上限 200 万円
	外注費	原材料等の再加工及び部品等の加工に係る外注依頼等	
	試験・検査費	依頼試験手数料及び試験機器や開放試験室等の使用料	
	その他経費	その他、理事長が特に認める経費	

注1 助成対象経費は、令和2年4月1日から事業完了日までの期間に発生した上表に掲げる経費とする。